

恵庭市防犯カメラ設置
補助制度における
防犯カメラの設置及び
管理・運用に関するガイドライン

令和8年4月

恵庭市

はじめに

1. ガイドライン策定の経緯

恵庭市では、犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成 21 年度に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止に向け取り組んできたところです。

また、これらの取り組みを市及び防犯協会をはじめとする地域活動団体、事業者等が単独あるいは連携・協働して継続的に実践してきた結果、刑法犯認知件数は減少傾向となっておりますが、子どもや女性に対する声かけ事案等は後を絶たず、人の目によるソフト面での対応には限界があることから、犯罪を起こさせない環境づくりとして、ハード面での対策を合わせて行う必要があります。

このような状況の下、ハード面での有効的な対策として 24 時間態勢の防犯活動を可能とした防犯カメラの導入が全国的に増え、犯罪の抑止や地域における見守りの役割が期待されるほか、犯罪事件の解決に活用されるなど、今後はさらに設置・普及が進むことが見込まれています。

当市においても、地域の防犯活動を補完する対策として、市民の広場において多くの意見が出されたほか、町内会からの生活環境改善要望、或いは町内会連合会から、地域が防犯カメラを設置する際に、その設置費用の助成についての要望がされているところです。

しかしながら、防犯カメラで撮影された映像は、適正に管理されなければプライバシーが侵害されることとなることから、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する統一的な基準が求められており、本年、当市が実施した「恵庭市の治安及び公共空間に地域が設置する防犯カメラに対する市民意識調査」においても、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する基準を定めるべきとの意見が数多く寄せられています。

そこで、防犯カメラを設置される方がプライバシーに配慮した適切な設置及び管理・運用を図るとともに、撮影される個人の不安の解消を図るため「恵庭市防犯カメラの設置及び管理・運用に関するガイドライン」を策定いたしました。

防犯カメラの設置及び管理・運用に際しては、このガイドラインに基づきプライバシーに十分に配慮していただき、防犯カメラの適正な設置及び管理・運用を行ってください。

また、既に防犯カメラを設置している場合は、運用方法がこのガイドラインの趣旨に沿っているか点検し、必要に応じてガイドラインを参考に管理・運用基準を定めるなどしてください。

2. ガイドラインの目的

市の補助制度を利用して防犯カメラを設置する町内会・自治会（以下「設置者」という。）は、その設置目的（犯罪の防止等）を明確にし、ガイドラインに沿った運用を行い、その目的を逸脱した運用を行わないでください。また、次に掲げることに留意してください。

- (1) 防犯カメラの設置及び運用に関し、設置者が留意すべき事項を明らかに示すこと。
- (2) 防犯カメラを設置及び管理・運用するにあたり、適切な基準を設けて運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの有用性とプライバシーとの調和を図ること。

3. ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の掲げるとおりとします。

設置目的	犯罪の防止を目的に継続的に設置されるカメラ。 ※事故防止や防災を目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラはこのガイドラインを参考としてください。
カメラの機能	録画装置（CD・DVD・メモリーカード・HD等）を備えるカメラ。 ※録画装置を備えていないカメラは、映像の漏洩や目的外利用のおそれがないことから、このガイドラインの対象とはなりません。 ※特定の個人を識別することのできないカメラは、このガイドラインの対象になりません。
設置場所	道路、公園、広場など不特定多数の人が自由に利用し又は、通行する公共空間。 ※一般人が立ち入ることができない（マンション等の集合住宅の共用部分や工場の敷地内など特定の人の利用を想定）場所を撮影している場合は、対象外とします。 ※商店街、コンビニ・デパートや金融機関等に設置されている場合は、このガイドラインを参考として運用基準を定めるなどしてください。

防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

①設置の目的

防犯カメラの設置者は、設置目的（犯罪の防止等）を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないようにしてください。

②撮影範囲等

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な映像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めてください。

（1）個人や店舗の玄関、窓などから内部の私的空間が映らないように撮影範囲を設定してください。

※防犯カメラに私的空間が撮影された場合に、プライバシーを侵害したとして、カメラの撤去や損害賠償の対象となる場合があります。カメラの設置は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な空間が撮影されないように撮影範囲の角度調整やマスキングを施すなどして設置場所を定めてください。

③設置機器

設置するカメラは次に掲げる機能を備えていない機器としてください。

（1）特定の個人だけを識別するための映像等を自動的に照合する機能。

（2）音声を録音する機能。

※特定の個人を自動的に照合する機能や撮影された人の会話を録音した場合、プライバシーを侵害するおそれがあります。

④防犯カメラが設置していることの表示

市民等に、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知し、犯罪を抑止する効果を高めるために撮影対象区域やその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を分かり易く表示してください。

(1) 記入例:「防犯カメラ設置区域」、「防犯カメラ作動中」など



⑤防犯カメラの管理責任者の指定

防犯カメラの適切な設置及び管理・運用を図るため、必ず責任の所在を明らかにしてください。

(1) 管理責任者を指定する。

※適切な設置及び管理・運用を行うため、管理責任者を定め、それ以外の者による防犯カメラの操作を禁止してください。

⑥防犯カメラの管理責任者の責務

防犯カメラの設置者には、次に掲げる責務があります。

- (1) 撮影された映像の適正な管理。
- (2) 撮影された映像の提供の制限。
- (3) 問合せや苦情等への対応。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び管理・運営に関し、必要な事項を講じること。

⑦撮影された映像の適正な管理

撮影された映像は、設置者においても見ることはできません。現在の撮影技術は、映像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、映像の複製や持ち出しを容易に行うことができます。

そのため、次に掲げる事項に留意し必要な措置を講じてください。

(1) 映像の流出、滅失、き損、改ざん等の防止を図るため、映像の保存期間は1か月以内としてください。また、安全管理の徹底のため、録画装置や録画媒体(CD、DVD、メモリーカード、HD等)、インターネットや無線を利用して運用する場合には、ウイルス対策やID、パスワードの設定(パスワードは市が設定し適正に管理します)、ソフトウェアの更新など必要な措置を講じてください。

※法令に基づく映像の提供について、1か月間程度の記録があれば十分な期間とされています。

(2) 映像の保管

録画装置や録画媒体、パソコンを保管する場合、管理責任者以外による操作や盗難を防止するため、施錠等により厳重に管理してください。また、⑨に掲げる項目以外による外部への持ち出しを禁止してください。

(3) 映像は、記録された状態のまま保存し、加工は行わないでください。

(4) 保存期間を経過した映像は速やかに消去又は上書きによる消去をしてください。また、記録媒体を廃棄する場合は、記録された映像の読み取りができないように、破碎するなど物理的な処理を行ってください。

※記録媒体を処分するときは、処分の日時、方法等について管理責任者を含め複数人で記録された映像が完全に消去されたことを確認し、維持管理記録表に記録し、いつ誰がどのような管理を行ったかわかるようにしてください。

⑧ 個人情報保護の遵守

防犯カメラにより撮影された映像は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の個人情報に該当する可能性があります。防犯カメラの管理責任者は、防犯カメラの映像から知り得た情報をみだりに第三者にもらしてはいけません。

※防犯カメラの管理責任者の職でなくなった後においても同様となります。

⑨ 撮影された映像の提供の制限

市民等のプライバシー保護のため、第三者への映像の提供は禁止します。ただし、次のいずれかに該当する場合には提供できるものとします。

(1) 法令に基づく下記の照会があった場合。

① 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会。

② 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士からの照会。

※捜査関係事項照会書(刑事訴訟法第197条第2項)は任意捜査であるが、拒絶した場合は裁判所の搜索差押令状による差押も可能であることから強制的に提出させられる可能性があります。

※弁護士法23条の照会は、弁護士が受任している事件について、公務所又は公私の団体に必要な事項の報告を求めることを申し出ることができるもので、照会を受けた団体は、正当な理由がない限り照会された事項について報告する義務があります。

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、警察及び市の機関から要請があった場合。

※個人情報の保護に関する法律の規定では、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合(本人の同意を得る間がない)と認められるとき(行方不明者の安否確認など)は、個人情報を利用することができる余地があります。

提供する場合は、相手方の身元を確認する等個人情報の保護に十分配慮してください。

(注) 設置者は、映像の提供依頼があった場合には、提供する相手方の身分を確認し、提供の可否について市と協議を行うとともに提供する場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等の映像提供記録書を作成、保管するなど適正に処理してください。

⑩ 問合せや苦情等への対応

市と設置者は、防犯カメラの設置及び管理・運用に対する苦情や問い合わせについて、互いに連携し、市民等の不安を解消するため、迅速かつ誠実に対応するものとします。

⑪業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、機器の維持管理や警備業務を委託する場合は、受託者にこのガイドライン及び管理・運用基準を遵守させ、適正な設置、管理及び運用を徹底させてください。

管理、運用基準の作成等

① 設置及び管理・運用基準の作成

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容に沿った防犯カメラの設置及び管理・運用基準を作成してください。

※参考例：別紙のとおり

② 設置及び管理・運用基準の遵守

防犯カメラの設置者は、管理責任者に対して、このガイドライン及び自ら定める運用基準を遵守させるとともに、研修等を実施するなど適正指導を行ってください。